

## 科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 26 年 5 月 22 日現在

機関番号：32665

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2010～2013

課題番号：22530832

研究課題名(和文)近代日本における学校と儀式、国旗・国歌との関係に関する史的研究

研究課題名(英文) Historical study of the treatment of national flag and national anthem at school ceremonies in Japan

研究代表者

小野 雅章 (ONO, Masaaki)

日本大学・文理学部・教授

研究者番号：70224277

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,300,000円、(間接経費) 990,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、天皇制教化のもと、国民統合・動員に大きな影響を与えた三(四)大節学校儀式に注目し、その儀式のなかに、どのような経緯で国旗掲揚(掲示)や国歌斉唱が導入されたのかを実証的に明らかにするとともに、およそ20世紀初頭に定型化した、三(四)大節学校儀式の内容をもとにしながら入学式・卒業式、始業式・終業式の儀式内容が確定し、そのなかで、国旗と国歌とが、それぞれ別の意図を持ちながら導入された事実を明らかにした。さらに、戦前に完成した学校儀式が戦後教育改革を経て、現在の特別活動の内容である儀式的行事にもその慣行が残っている事実を明らかにした。

研究成果の概要(英文)：The aim of this study is to reveal the relationship between education and modern emperor system in Japan. In order to achieve this aim, I conducted a study to case study of school ceremonies and national flag, national anthem. These are the most important key to solving a research subject. In this study, I am investigated from two aspects. The first is the history of the national flag and the national anthem in school ceremonies of pre-World War 2. Here, I revealed the roll of the national flag and the national anthem that gave the education pre-World War 2. The second is the history of national flags and the national anthem that give the education of post-World War 2. Here, I revealed the roll of the national flag and the national anthem that gave the education post-World War 2.

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：教育学・教育学

キーワード：学校儀式 国旗 国歌

### 1. 研究開始当初の背景

筆者は、これまで主として、1930年代以降の国民統合・動員と教育との関係の史的研究を、主として実証的手法によって行ってきた。そのなかで、三(四)大節学校儀式が、天皇制教化による国民統合・動員に有効な手段の一つとして機能し、権力の側もこれに一定の評価を与えていたことを明らかにしてきた。

三(四)大節学校儀式の儀式内容に注目すると、儀式の原型が成立すると間もなくして、儀式用唱歌として「君が代」が注目されるようになり、1900(明治33)年8月の小学校令施行規則では、三(四)大節学校儀式の式次第の筆頭に「君が代」斉唱を規定したことから明らかなように、三(四)大節学校儀式において国歌「君が代」は、早い時期から必須になった。一方、「日の丸」は、祝祭日学校儀式における扱いについて、法令レベルで定められたことは一度もなく、1920年代以降、祝祭日にこれを校庭や玄関に掲揚することが普及するが、式場で掲揚・掲示されることはなかった。このことから、学校儀式における国旗と国歌とは、セットにして考察するのではなく、それぞれ別々に論究する必要性も明らかにした。

戦後教育改革の過程で、祝祭日学校儀式の改革も対象となり、儀式内容から御真影への「拝礼」、教育勅語「奉読」は廃止となったものの、儀式自体は内容を若干変更して戦後も存続した。その後、1989(平成元)年改訂の学習指導要領で、祝日における学校儀式で国旗を掲揚し、国歌を斉唱することが望ましい、という記述がなくなる一方で、儀式的行事(入学式・卒業式など)で国旗掲揚と国歌斉唱の強制が始まった。この事実からも、国民統合・動員のための手段としての学校儀式の内容に変化は見られるものの、国旗と国歌とを基軸にし、戦前そのものの理念が生き続けている可能性があるとの仮説を持つに至り、これらの事実を論証するために本研究は開始した。

### 2. 研究の目的

本研究は、学校儀式と国旗・国歌との関係を戦前・戦後(教育改革期)を視野に入れ、実証的手法で論証することを目的とした。具体的には、(1)戦前の学校儀式と国旗・国歌に関する考察、(2)戦後の学校儀式と国旗・国歌に関する考察という二つの側面から研究を行った。(1)における目的は、以下のとおりである。第一は、学校儀式の定型化のプロセスの実証的考察である。1900(明治33)年8月の段階で、三(四)大節学校儀式が定型化するのと同時に、国歌斉唱が最も重要な儀式内容の一つになったにもかかわらず、国旗の扱いが軽視され続けていたことの要因を明らかにすることである。第二は、戊申詔書・「国民精神作興ニ関スル詔書」の趣旨徹底策と式日における国旗掲揚の普及過程

についてである。戊申詔書の趣旨徹底策を通じて、国旗掲揚運動が民間のレベルで盛んになり、その影響で、国定教科書に式日に家庭における国旗掲揚の重要性などが説かれるようになったこと、そして、「国民精神作興ニ関スル詔書」の趣旨徹底策に至り、式日に政府のレベルで公の機関で国旗掲揚を行うよう命じるようになった要因を明らかにすることである。そして、第三は、1920年代中頃から1930年代を通じての国旗制式をめぐる論争の解明である。1920年代中頃、政府は式日などで公の機関で国旗を掲揚するよう命じる通牒を発したが、それまで国旗を等閑視した影響もあり、国旗の制式や掲揚方法など、未整備の事項が多く、政府内でも論争が終結せず、曖昧な国旗の制式と掲揚方法が、少なくとも1940年まで続けたことを明らかにする。

続いて、については、以下の通りである。第一に、被占領期教育改革における学校儀式と国旗・国歌の取り扱いの究明である。従来通説とは異なり、被占領下においても、国旗掲揚や国歌斉唱は、占領軍によって、幅広く許可されており、学校儀式においても、これが広く認められていた事実を明らかにすることである。第二には、講和独立後の学校儀式と国旗・国歌との関係を明らかにすることである。講和独立を直前に控えた1950年、時の文部大臣天野貞祐が、談話を発表し、祝日に学校儀式を行う場合、国旗を掲揚し、国歌を斉唱することが望ましいと述べた。この談話の方針は、講和独立後、府県単位で実施されるところが現れ、元旦・天皇誕生日・文化の日に祝賀式を行い、そこで国旗を掲揚し、国歌を斉唱する事例が増えた事実を明らかにする。

以上の考察を行うことを、学校儀式と国旗・国歌の関係を、戦前・戦後を通じた全体像のなかで明らかにすることが、本研究の大きな目的である。

### 3. 研究の方法

研究方法は、(1)先行研究の批判的検討、(2)基本文献・史料の調査・収集からなる。

#### (1) 先行研究の批判的な検討

国立情報科学研究所のCiNiiなどにより、これまで発表された、学校儀式と国旗・国歌に関する歴史研究を悉皆調査し、これらを収集し分析を行った。調査・分析した文献は、項目別にリストアップし、さらに研究遂行のための「仮目録」を作成した。この作業を通じて、新たに収集すべき基本文献・史料の概要を把握するとともに、その後の研究を進めるうえでの作業の方針を確認した。

#### (2) 基本文献・史料の調査・収集

基本文献・史料の調査・収集は、古書購入と図書館・文書館への調査という二つの方法で行った。古書購入により、当該研究課題の文部省関係や道府県レベルのパンフレットや報告書などの公文書資料を多数収集でき

た。さらに、1920年代後半から1930年代にかけて展開された、国旗制式と掲揚方法に関する論争についても、それぞれの立場でまとめた文献を、古書として購入した。これらの文献の中には、戦前日本の国旗制式をめぐる論争が、権力内部でかなりの深刻度であったことを示すものがあり、本研究を進めるうえで有益であった。

図書館・公文書館への調査は、以下の通りである。具体的には、調査対象とした図書館は、国立国会図書館、国立教育政策研究所附属教育図書館、都立中央図書館、大阪府立図書館、同市立図書館、奈良県情報館などである。公文書館では、国立公文書館、秋田県立公文書館、宮城県文書館、群馬県公文書館、大阪府公文書館、大分県公文書館、宮崎県文書館などを調査した。さらに、学校所蔵史料の調査のため、長野県伊那市伊那小学校・同諏訪市高島小学校なども調査対象にした。

国立国会図書館、国立教育政策研究所附属教育図書館など、図書館では1910年代から1940年代にかけての国旗・国旗論に関する文献の収集を行った。これは、古書では収集できなかった文献の補足的意味を持つものである。国立公文書館のほか、各地の公文書館では、国旗掲揚に関する公文書を中心として文書資料を収集した。特に、国立公文書館では、「国旗及国歌」との簿冊を全文収集した。これにより、1920年後半から1930年代初頭の国旗制式・掲揚方法をめぐる論争の具体像を知ることができ、極めて有益であった。そして、各小学校では、学校日誌やその他簿冊のなかから、三(四)大節学校儀式や入学式・卒業式、さらには、日中戦争開始後に極端に増加する、神社参拝などの学校儀礼に関する史料群を収集した。

#### 4. 研究成果

(1) 戦前の学校儀式と国旗・国歌について  
戦前の学校儀式と国旗・国歌については、以下の通り、三つの成果を得た。

第一は、三(四)大節学校儀式の定型化の過程である。この分野の重要な先行研究として、佐藤秀夫、籠谷次郎のものがある。これらは、若干の論点の違いはあるが、戦前の祝祭日学校儀式の原型は、1891(明治24)年の「小学校祝祭日学校儀式規程」の成立であるとする点では、一致している。しかし、これらの研究では、その後、1900(明治33)年の「小学校令施行規則」制定により、式次第の筆頭に「君が代」が規定される経緯などは、詳しく論究されていなかった。本研究により、教育勅語発布以降、「小学校祝祭日学校儀式規程」制定により、祝祭日学校儀式の骨格は定まったものの、式日、儀式唱歌、勅語の読み方等未整備であり、「君が代」でさえ、二種類のものや並立状態にあったことを明らかにした。そして、1900年8月の「小学校令施行規則」の制定により、三(四)大節学校儀式の式日が確定されるとともに、儀式内容

そのものが定型化し、その後、この儀式内容をもとにしながら、入学式・卒業式など、他の学校儀式の次第が確定したという事実を明らかにした。

第二は、戊申詔書・「国民精神作興ニ関スル詔書」の発布と式日における国旗の扱いの変容過程である。国歌の扱いが、明治初期にはいくつかの「君が代」が並存した時期もあったが、教育勅語発布以降、学校儀式の定型化の過程で、現在の「君が代」が急速に国歌化した。一方で、国旗は明治初期には、官公庁で掲揚することはあったが、明治10年代には、政府の方針でそれも行われなくなった。政府レベルでは、明治から大正期前半までは、国旗を軽視する傾向にあり、これに関して、積極的な動きをすることはなかった。

祝祭日に国旗を積極的に掲揚する運動は、民間のレベルから開始された。とくに、日露戦後の戊申詔書発布とその趣旨徹底策の一環として、民間のレベルで「国旗掲揚運動」が開始され、式日などに民間で国旗掲揚が普及し始め、それが、父兄・地域からの働きかけにより学校に導入された。さらに、関東大震災という国難への対処を目的として発せられた「国民精神作興ニ関スル詔書」とその趣旨徹底策では、1920年代中ごろから、政府レベルで、公の機関で式日に国旗を掲揚することを求めるようになった事実、さらには、各府県を単位に、積極的に式日における国旗掲揚を奨励するようになった事実を明らかにした。

第三は、1930年代以降の国旗の制式に関する激しい論争である。上述の通り、1920年代中ごろから、政府のレベルでも国旗掲揚を強く推奨するに至ったが、それまでの国旗軽視の影響で、国旗制式やその掲揚法が確立していなかった。そのため、国旗に関する論争が1930年代を通じて、帝国議會を始めとして、雑誌・新聞などで激しく行われていた事実を明らかにした。この論争が権力内部深刻な事態として受け止められたのは、権力内部、すなわち、政府内でも、国旗制式について統一した見解を持ち得ていなかった事実を、露呈したからである。政府のレベルで、国旗制式に関する統一見解が示されたのは、1940年1月のことであった。

日中開戦以降、官製の国民運動として、国民精神総動員が展開され、「日の丸弁当」の奨励など、国旗は国民動員的手段として利用されることになる。「日の丸」は国民統合・国民動員の重要な「道具立て」として、人々の間に広く流布した。さらにその尊重を国家レベルで推奨したり命令したりした。しかし、その時点の国旗の置かれた状況は、国旗制式すら確定できず、掲揚方法にも様々な説が示され、曖昧なままであり続けた。その結果、国民学校修身科教科書に「日の丸」「君が代」は教材として採択されたが、その教師用書で、これらの来歴については触れることないようにと指示される結果になった。「日の丸」

が国旗としての正統性を持つには、様々な困難に直面した一つの要員がここにあるとの結論を得た。

(2) 戦後の学校儀式と国旗・国歌について  
戦後の学校儀式と国旗・国歌については、限られた機関の研究でもあり、講和独立後の状況までを考察対象とせざるを得ず、1958年の学習指導要領改訂やその後の状況については、今後の課題(新たな科研費による研究2014年度採択)として残された。ここでは、被占領下の状況と講和独立以後の状況の二つの側面から考察を加えた。

第一の被占領下の状況であるが、この点について、先行研究は、占領軍の意向もあり、1947年6月3日の文部省学校教育局長通牒により廃止されたと結論づけていた。しかし、この通牒は、従来の学校儀式について、画一的な内容で、全国一律に実施することを禁止したに過ぎず、儀式挙行そのものを否定するものではなかった。事実、この通牒を県下に周知するための福井県通牒は、祝日の学校儀式を挙行することを前提に、「天皇陛下万歳」などの式次第の取りやめを命じるものであった。この時期の国旗、国歌の規制も、比較的緩やかなものであった。国旗掲揚については、その度ごとに、GHQ/SCAPの承認が必要とされていたが、祝祭日の学校儀式を含め、国旗掲揚が認められなかった事例は皆無であった。一方、国歌については、その斉唱について、一切の制限はつけられなかった。「君が代」が天皇賛歌であったため、当初地方や地域の段階で、その斉唱の可否について、問い合わせがあり、府県の段階で地方軍政部に問い合わせた事例が確認できたが、その回答は、これまで国歌について、その制限をしたことは一切なく、これからも制限はしない、という内容であった。これは、御真影の回収時においても、御真影そのものを否定するのではなく、軍服姿の御真影を問題視したことと類似している。象徴天皇制への転成した手肖像写真や国歌は、日本国憲法にも合致するものと判断されたものと思われる。儀式の内容に若干の変化(天皇の神格化の排除)はあったものの、祝日の学校儀式は1948年の「国民の祝日に関する法律」が制定されるまで続けられていた。さらに、同法成立後、国民の祝日となった元旦、天皇誕生日、文化の日など旧三(四)大節の系譜を引く休日に学校儀式を行う事例も見られた。ただ、画一的な学校儀式が禁止されたこと、さらには、戦後の民主化傾向に伴い、こうした学校儀式を一切執り行わない学校も存在した。少なくとも、被占領下においては、祝日学校儀式は存在したが、実施する学校は減少傾向にあった。

第二は、講和独立後の状況である。祝日学校儀式の衰退は、文部省関係者にナショナリズム高揚の観点から危機感を抱かせた。その結果、日本の講和独立が日程が上がった1950年になると、愛国心を鼓舞する動きが顕著に

なった。その一つの典型が、1950年10月の学校における祝日の国旗掲揚と国歌斉唱に関する文相天野貞祐による談話、所謂「天野談話」であろう。文化の日や天皇誕生日(何れも三(四)大節の系譜を引く祝日)に、学校で国旗を掲揚し、国歌を斉唱することを推奨した。こうした動きは、被占領下では比較的少なかったが、講和独立後は堰をきったように、各都道府県に拡大した。講和独立後、愛知県教育委員会は、県立学校及び同県の市町村教育委員会宛に通牒を発し、天皇誕生日、一月一日、文化の日等には、祝賀式を開催し、そこで国旗を掲揚し、国歌斉唱を行うように命じたが、これは、この期の動きの象徴であろう。この通牒に従い、愛知県下では、県立学校の多数、さらに市町村立学校においても、組織的に祝日学校儀式が、従前の三(四)大節学校儀式の内容に準じて実施されたことが、新聞報道などにより確認できた。このように、講和独立後の状況は、戦前の三(四)大節学校儀式に準じた祝日学校儀式が、組織的に実施されるようになり、その数が次第に拡大していく傾向にあったことも明らかにした。

### (3) 結論と残された課題

上述の研究成果により、以下の新しい知見を得ることができた。第一は、戦前の日本社会あるいは学校における国旗と国歌との立ち位置の違いである。国歌「君が代」は、その成立過程で、少なくとも三種類の「君が代」が確認でき、1891年の「小学校祝日大祭日儀式規程」制定後も暫く、二つの「君が代」が併存して歌われたことはあったが、1893年に現行の「君が代」が儀式歌であると定められ、1900年の小学校令施行規則により、三(四)大節学校儀式の最初の次第を規定するにおよび、「国歌」として、強く意識されるようになり、日本社会や学校の中に深く入り込んでいった。一方、国旗「日の丸」は、明治初期には、国の機関で掲揚するよう求められることはあったが、明治10年代には、早くもこうした慣例は必要なしとの判断でなくなった。以降、1920年代まで国家・政府のレベルで国旗掲揚を推奨することはなかった。国旗は戊申詔書発布以後、その掲揚が普及するが、それは民間レベルの運動によるところが大きかった。その後、1923年の「国民精神作興二閣スル詔書」発布とその趣旨徹底策により、政府のレベルでも公の機関で国旗掲揚を推奨するようになった。しかし、政府レベルで長期及び国旗を等閑視していたことから、その制式や掲揚法の基準がなく、以後1930年代を通じて、国旗の制式や掲揚法をめぐる論争が続いた。日中開戦後、国民精神総動員以降、国旗が人々の生活に深く入り込むことにはなったが、そこには、制式する明確にできない、正統性に懐疑を持たざるを得ない状況があった。このように、国旗と国歌と教育との関係は、別次元で考察する必要性がこ

とが指摘できる。

第二は、学校儀式と国旗・国歌をめぐる戦後の状況である。これまでの先行研究の評価とは異なり、被占領下においても学校儀式は実施され続けた。これは、新憲法発布・教育基本法制定後も事態に変化はみられず、1948年の「国民の祝日に関する法律」制定を経ても、儀式の内容に若干の変更はみられたものの、祝日学校儀式が完全に否定されたわけではない。旧三（四）大節の系譜を引き継ぐ式日の祝賀式が実施され続けたのである。これは、新憲法が、天皇主権は否定したものの、象徴天皇制を採用したことによるところが大きい。象徴天皇にふさわしいと判断された場合、被占領下であったとしても、祝日学校儀式は、広く認められた。「君が代」の斉唱や教育は、占領軍から干渉されたことはなかった。また、「日の丸」の掲揚は、その都度占領軍の許可を必要としたが、学校教育や式日に関して、制限を受けたことはなかった。学校儀式についても、天皇を神格化する儀式内容は禁止され、全国一斉画一的に強制的実施することは禁じられたが、自発的に行う儀式そのものが禁止されたことはなかった。しかし、被占領下では、学校儀式を行う事例は減少した。

こうした状況に変化がみられたのは、講和独立による影響が強かった。講和独立後には府県単位で組織的に、三（四）大節学校儀式に準ずるような学校儀式が、「君が代」斉唱と「国旗」掲揚を伴って行われる事例が増加した。愛知県の事例がそれを端的に示している。これまでの先行研究の見解とは異なり、戦前・戦後の祝日学校儀式が、一貫して実施され続けていたことが確認できた。そのことは、象徴天皇制の成立と深くかかわっていた事実も明らかになった。

いくつかの新しい事実を明らかにできた本研究であるが、残された課題もある。それは、講和独立後には、復活の兆しを見せ始めた。しかし、周知のとおり、祝日における学校儀式とそこでの国旗掲揚・国歌斉唱の奨励は、1989年改訂の学習指導要領で、卒業式・入学式等での義務化となり、祝日学校儀式の記載が消滅する。すなわち、祝日における学校儀式挙行の必然性がここで消滅したことになる。そこで問題となるのは、講和独立後、一旦復活の兆しを見せた祝日学校儀式が、1989年の時点ではかなり衰退し、国旗・国歌を義務化する対象も、入学式・卒業式とせざる得ない状況があったものと推測できる。これを解くカギは、1960年代から70年代の状況を実証的に考察することであるが、この点は残された課題としたい。

## 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計5件)

小野雅章「戦後改革期の学校以外への機

関・個人への御真影下付」『日本教育史往来』(日本教育史研究会)No.197、2012年4月、1~4ページ。【査読なし】

小野雅章「日本教育史の研究動向(近現代)」

『日本の教育史学』(教育史学会)第54集、2011年、170~184ページ。【査読あり】

小野雅章「戦後教育改革期の学校儀式と御真影再下付問題 1958年の学習指導要領改訂前後までの経緯を中心に」『教育学雑誌』(日本教育学会)第46号、2011年、15~31ページ。【査読あり】

小野雅章「戦後学校儀式と天皇制 サマーセミナー補遺」『日本教育史往来』(日本教育史研究会)No.188、2010年10月、11~14ページ。【査読なし】

小野雅章「戦後象徴天皇制のなかの学校教育 学校儀式と「日の丸」「君が代」に注目して」『日本教育史往来』(日本教育史研究会)No.186、2010年6月、11~14ページ。【査読なし】

〔学会発表〕(計1件)

小野雅章「戦後象徴天皇制のなかの学校教育 学校儀式と「日の丸」「君が代」に注目して」(第29回日本教育史研究会サマーセミナー、於日本大学文理学部、2010年8月18日)・

〔図書〕(計0件)

〔産業財産権〕

出願状況(計0件)

取得状況(計0件)

〔その他〕

小野雅章「天皇の肖像写真(御真影)と学校との関係史研究(学位請求論文)」(日本大学大学院文学研究科)2011年3月14日、全303ページ。

## 6. 研究組織

### (1) 研究代表者

小野 雅章 (ONO, Masaaki)

日本大学・文理学部・教授

研究者番号：70224277

### (2) 研究分担者

富士原 雅弘 (FUJIWARA, Masahiro)

東海大学・資格課程センター・講師

研究者番号：30339238

宇内 一文 (UNAI, Kazuhumi)

立教女学院短期大学・幼児教育科・講師

研究者番号：60546266

以上